

「長老」たちの変容
——地方都市に暮すアボリジニの事例から——

上 橋 菜穂子*

The Change of “the Elders”
— From the Case Study of Aborigines in a Local City —

Nahoko UEHASHI

Abstract

It is often stated that the Aboriginal society consists of the Elders system. Actually, in the Aboriginal society, the Elders were at the leading position in both politics and religion. The Elders also had the authority of punishing a person who broke “the Law”, which covers all of their society as the standard.

But the destruction of the Aboriginal society by colonialization changed their social system completely. The white men became the social authority and also hold all of the legal authority. That is why the Elders had lost the authority to lead the Aboriginal society.

But after 1970s, in the stream of the Aboriginal culture revival, the Aboriginal policy made a great change from protection and discrimination policy or assimilation policy to self-management policy by which the Aborigines take part in politics autonomously. When this policy became the mainstream, the role of the Elders, who had traditional culture knowledge and were the traditional authority, achieved a new understanding.

In this paper I paid an attention to the activity of “the commission of Elders” which was started by the county government leading Western Australia in 1995. And with this change of the Elders role, I sought to bring attention to the social change and the condition of the Aboriginal society that followed.

Key words: the commission of Elders, the Aboriginal culture revival, self-management policy

*講師 文化人類学

目 次

- 一. アボリジニ社会と老人
 1. 「長老」のイメージ
 2. 「長老」と「老人」
- 二. 「伝統社会」の変容
 1. 長老の権威の失墜
 2. 先住民政策の影響
 3. 大牧場 (station) への吸収と追放
- 三. 新たな長老組織の生成
 1. 長老委員会 (The Commission of Elders) の設立
 2. 現代の「長老」の実像

一. アボリジニ社会と老人

1. 「長老」のイメージ

アボリジニ社会は「長老たち」によって導かれる社会として表現されることが多い。この「長老」とは、どのような存在なのだろうか？ 「老人 (old people/aged people)」と、「長老 (elder)」の違いは、どこにあるのだろうか。

昔話や伝説に現われる「老人のイメージ」の中で特徴的なものに、人生経験が豊富で、秘儀や奥義に精通し、若者たちを導く「賢者」のイメージがあるが、「長老」には、さらに、コミュニティを束ね、導く者、その意見が尊重される者、というイメージが加わっている。

一般的にイメージされている「アボリジニの長老像」は、ほぼ、このようなものと考えてよいだろう。たんに「老人たち (aged people/old people)」とせず、「長老たち (the elders)」と表現することには、アボリジニの長老たちを、上記のような存在とイメージする（あるいは、させる）意識が存在していると考えてよいだろう。そして、このような「アボリジニの長老像」がイメージされるようになった背景には、人類学者たちが描いてきた民族誌などが少なからず影響している。

アボリジニは、しばしば、老人を真の「人生の先輩 (senior citizens)」として、尊敬と心遣いをこめてあつかう人々として描写されるが、それは、「アボリジニは多くを持たぬ民だが、彼らは老人たちの面倒をしっかりと見ている」とか、「彼らは経験というものの価値をよく知っており、年を取ったからといって、人を脇へ追いやったりしない」というようなニュアンスで

「長老」たちの変容

記述されることが多いとバートンという。¹⁾

そして、すでに「伝統的な部族の生活様式」を失ってしまった都市や田舎町周辺に暮らすアボリジニでさえ、こういう「老人のあつかい」を、「かつての生活」へのノスタルジーをこめて理想としているという、興味深い指摘をしている。

これは、筆者の調査中においても、しばしば耳にする言説である。たとえば、あるアボリジニのコミュニティでは、親族の老人だけでなく、身寄りのない白人の老人の世話もしており、「こういうふうに老人を大切にするのが、アボリジニの伝統なのだ」といわれたことがある。アボリジニ社会を、聖俗両方の豊富な知識を有する長老たちによって導かれる「長老制(gerontocracy)」の社会であるとする言説も聞かれる。

しかし、このような「アボリジニ社会の老人像」を、現在のアボリジニ社会に共通する特徴として、安易に語るわけにはいかない。なぜなら、アボリジニ社会は、英国による入植後、激しい社会・文化変容を経験しており、地域によって、アボリジニの社会・文化のあり方には、かなりの差異があるからである。

筆者の調査地のように、百年以上に渡ってアングロ・ケルト系(所謂白人)主流の社会で生きてきたアボリジニが暮らす地域では、多くのアボリジニが、かつての先住民政策——特に、強制隔離・保護政策と同化政策によって、「アボリジニらしい生き方」を徹底的に否定された経験を経てきている。

筆者の調査地は、西オーストラリア州の中西部であるが、かつて、この地域のアボリジニたちが、どのような社会生活を営んできたのか、残念なことに、資料が極めて少ないために正確な姿をつかむことができない。しかし、彼らの社会が経てきた歴史を考えれば、少なくとも、過去のアボリジニ社会における「長老たち」と、現在の老人たちを、完全に同質のものとして扱うわけには行かないだろう。

ところが、大変興味深いことに、近年、この地域において、「長老の権威」が、新たな形で再生する現象が起きている。州政府が設立した「長老委員会」が様々な活動を開始しているのである。一旦、政策によって、あるいは社会の崩壊によって変質した老人たちの権威の在り方が、再度見直され、ある意味で公の影響力をもつものとして再生していくきっかけを作っている組織が、「アボリジニの長老」について「知識」として学んできた政府の人々によって発案され、作り出されているという現象は、大変興味深い。この長老委員会とは、いかなる存在なのだろうか。また、社会の大規模な変容を経験した老人たちと、変容を経た後に生まれた若い世代が混在するアボリジニのコミュニティで、この「長老委員会」において「長老」とされた人々は、どのような人たちであるのか。本稿では、このような非アボリジニ側・アボリジニ側

双方が抱く「長老」観が、新たな実像をむすんでいく状況を論じてみたい。

2. 「長老」と「老人」

人は、いつ、「老人」になるのだろうか。そして、「老人」とは、どのような人として意識され、扱われるのだろうか。

「老人」になる時期と、「老人」が意味している内容は、社会ごとに差異があるだろう。

アボリジニ社会で老人が尊敬され、コミュニティを動かす権威をもつ背景には、加齢によって、儀礼に加わる権利を得、多くの儀礼を経験し、やがて、聖俗両面における知識と経験を増やして行くことによって、社会的な地位をひとつずつ上がるというアボリジニ社会のシステムがある。

ただし、これは、六歳になると小学校入学、二十歳で成人というように、年齢できちんと区切っていくというものではなく、肉体的な成熟度と、客観的に観察される能力によって、だいたいこの位の時期にこの社会的・儀礼的位置に組み込まれる、というものであるという。²⁾

では、年をとればとるほど自動的に権威が増すのかというと、そう単純なものではないようである。比較的、文化伝統が維持されているアボリジニ社会では、どの程度の年齢になると「長老」と認識され、いつまで「長老」でありつづけるのだろうか。

アボリジニの「長老」像を明確にするために、メギットやトンキンソン³⁾は、みな、活動的な年齢層の「老人」と、老衰がすすんだ「老人」とを分けて論じている。

たとえば、メギットは中央オーストラリアのワルビリ⁴⁾において次のように説明している。

ワルビリの男たちは、通常十九歳から二十歳くらいで婚約するが、その後六―七年は実際には妻をもらわない。その後、結婚した男たちは、年をとるにつれて、次第に“narga”とみなされるようになるという。このタームには、いくつかニュアンスが含まれるが、基本的な意味としては、重要な事柄において、彼の述べる意見が考慮に足るものとみなされることであるという。

結婚後、男たちは、父親として夫として成熟していき、さらに狩人としては、自分の「カントリー（自分が属する伝統領域）」を熟知し、扶養者たちに十分な獲物を持ち帰れるようになる。

技術者としては、儀礼上の物も世俗の物も作れるようになり、また、イニシエーション（成人儀礼）を受けた男としては、儀礼集団の一員として、儀礼に関われるようになる。――すなわち、成熟した社会人になっていくわけである。

ただし、このような「成熟した社会人」となっても、まだ「長老」と呼ばれるには足りない。

「長老」たちの変容

とくに、儀礼集団の一員としては、だいたい四十歳を過ぎなければ、それ以上の段階にのぼれないという。

つまり、男たちは三十代ぐらいまでに、全ての儀礼を経験するが、それだけでは、それが意味することや、規範が意味していること、その重要性を完全には理解していないと考えられているというのである。彼らは、年をとり、他者に教えられる能力を得るようになるまで、ゆっくりと学びつづけ、先輩たちから知識を吸収していく。

男たちが、とくに儀礼の上で、もっとも高い地位につくのは、四十代から五十五歳ぐらいであるとメギットは指摘している。

この時期の男たちは、まだ十分に働けて、戦えるだけでなく、数人の妻をもち、社会を安定させる思慮と、儀礼上の知識をもっているとみなされるといふ。

六十歳頃になると、男たちは“bulga”「老人」、もしくは、“laikai”「白髪の人」とみなされるようになるが、メギットは、この呼び名を平静な気持ちで受けた男を知らないという。儀礼的な面を除くと、「老いること」は、有利である側面は少ないというのである。

各コミュニティの老人たちは、排他的に寄り集まって、一日をゴシップやら、若い者たちのだらしないモラルを嘆いて過ごしている傾向にある。ごく少数の、六十五歳に達した者たちは、事実上社会的にはすでに死んでいるのと、大して変わらないという言い方を、メギットはしている。若者が死んだときには、呪いが疑われたり、復讐がなされたりするが、六十五歳以上の老人の肉体的な死に対しては復讐はなされないし、彼の死体は木台にのせて公開されることもないのである。

西オーストラリア州キンバリー地域に暮すマドゥ（Mardu）について長年調査してきたトンキンソンも、メギットのワルビリの事例と大変よく似た報告をしている。

トンキンソンによれば、既婚の女性たちも、年齢を重ねるにつれて、自分たちの儀礼はもちろん、特定の男たちの儀礼においても特権的な地位につけるようになっていくという。

男女とも、最も活動的で社会的に地位が高いのは四十代から五十代であり、さらに年齢を加えても、機敏に活動できる状態である限りは、蓄積してきた知恵と知識をもとに重要な地位についている。

年をとるにつれて、生存のための活動においては、あまり活発に関わらなくなるが、それでも、儀礼生活を運営し、保護していく上で、重要な責任を負っていると意識されている。

若者たちは、かつて世話をしてもらった恩を返すために、親族の老人たちに食糧を供給し、お世話をする義務がある。親族たちは老人を養うし、儀礼生活においても、若者が、長老たちに肉などを供給する義務を負うことで、老人の生活を保障する。老人たちには、袋ハリモグラ

の肉のような、やわらかくて噛みやすい肉が与えられるという。

このように、老人たちは、よく世話をされ、よいあつかいを受けてはいるが、惚けてくると、もはや尊敬の対象にはならず、助言者でもなくなる。彼らの社会的な位置は、バンドの生活の中心ではなく、周縁に置かれるようになるのである。

生存条件の厳しい狩猟採集民の場合、自力でうごけなくなった老人を置き去りにして、ほかのメンバーは移動していくという事例が報告されることがあるが、アボリジニ社会においては、これは、あまり見られないという。むしろ、自力でうごけなくなった老人を、親族の者たちが担いで移動していた例も報告されている。

老人たちは、自分の出生地で死ねば、魂が、もと来たところへ戻るための長旅を免れると考えており、そのために、親族たちも、老人を、彼が生まれた場所のそばか、魂が属する場所で死なせてやりたいと考えて運んでいくのである。

トンキンソンは、彼の経験のなかで、老人たちが、差し迫った死を恐れたり、それを不安なものと感じたりしていると語るのを一度も聞いたことがないといい、その理由を、魂の永続性を信じている意識が、死を受け入れさせていると説明している。

しかし、筆者が調査している西オーストラリア州中西部の町では、アボリジニの老人たちは、「死」に関わることに大変敏感であり、話題にするのをいやがり、だれかが死んだという話を聞くと、目に見えて動揺する。

生活環境の変化にともなう文化変容によって、死に対する感覚も変化したのだろうが、このことについては、現時点では考察するに十分な情報を筆者はもっていない。

さて、これまでみてきた事例を総合すると、伝統的なアボリジニ社会が「長老によって導かれる社会」であるとしても、社会的活動に支障をきたすほど衰えた老人は、実質的には「長老」として扱われていないようである。

社会的にもっとも活動的であるのは四十代から五十代、人によっては六十歳ぐらいまでであり、それ以後も、判断力・思考力などが衰えていない限りにおいて、とくに儀礼的な側面においては、「長老」として尊敬されるということであろう。

アーネムランドのヨロンゴについて研究したレイドも、社会的な敬意は、年齢によって自動的に与えられるものではなく、個々人の資質にも大きく関係していると述べている。⁵⁾

以上、多様な地域の調査結果から総合すると、アボリジニ社会における長老のあり方は、「年をとればとるほど尊敬される」というような単純なものではなく、その社会において、最も多くの知識や経験をもち、さらに十分に社会に還元しうる年齢の者が、敬意をもって扱われているといえよう。

二. 「伝統社会」の変容

1. 長老の権威の失墜

聖俗両面において、アボリジニ社会を導く権威者としての「長老たち」の在り方は、白人の入植によって、どのように変化したのだろうか。

まず、考えねばならないのは、世俗の生活における社会秩序維持のシステムの変化である。白人入植以前は、アボリジニ社会における「法」の執行者は、基本的に「長老たち」であり、「法」を破ったと見なされた者への懲罰も、「長老たち」によって、例えば、太腿にヤリを刺すなどの行為によって執行されていた。

しかし、オーストラリアの植民地化と、その後の国家形成の中で、アボリジニは否応なしに、オーストラリアの法制度の中へ組み込まれてしまう。

アボリジニ社会では、現在も、独自の「法」システムは生きているが、その上に「オーストラリアの法制度」が、かぶさっているのである。それが、アボリジニの長老たちの社会秩序を維持する者としての権力を弱めていく。

これは、国家システムの影響だけではない。日常生活のレベルにおいても、例えば、アボリジニたちが労働力として取り込まれ、生活全体を依存することになった大牧場では、「ボス」は牧場主であり、牧場主は、厳然とした権力をもって、長老たちが懲罰を下すことを「暴力行為」として制止してしまっただのである。

オーストラリアが国家として形成されていくなかで、アボリジニは内輪の社会の上に、居住地域の白人社会、州の法制度、そしてオーストラリア連邦の法制度と、重層的な社会秩序の枠組みをかぶせられていった。その過程で、社会秩序維持のシステムは変化し、重層化し、アボリジニの長老たちの役割や権威もまた、それにつれて変化せざるおえなかったのである。

長老たちの、もう一つの権威の源である「儀礼」に関わる側面も、白人入植によって、大きな変化を生じている。

アボリジニの儀礼生活の特徴として、イニシエーションという関門がある。これを経なければ、儀礼生活に参加することができない最も基本的で重要な第一関門である。

しかし、筆者の調査地である西オーストラリア州中西部では、多くのアボリジニがイニシエーションを受けることなく暮らしている。親族の絆で結ばれ、おなじ地域で暮しているアボリジニの間でも、伝統的な儀礼への関わり方は、一様ではない。

イニシエーションを受けて、聖地の保護者 (custodian) となっているアボリジニと兄弟でありながら、イニシエーションを受けずに、儀礼にも一切関わらないアボリジニもいるのである。

2. 先住民政策の影響

アボリジニ社会の変容を促した背景には、複雑な要因がいくつも関わっているのだが、ここでは、その中でも重要な要因として、二つあげてみたい。

まず、1970年代の初めまで、様々に変化しながらも続いてきた「原住民法 (Aboriginal Act)」の影響である。

州ごとに先住民政策の内容や法令には差異があるが、大きな流れとしては、絶滅政策、保護・強制隔離政策、同化政策、統合政策、自己決定政策、自己管理政策という変遷があった。

1960年代に、同化政策のように少数派の多数派への完全な順応させるのではなく、少数派の文化的特性は残しながら、全体としてひとつの社会を構成しようとする統合政策が考えられ、政策の性格が変容するまで、アボリジニに対する政策は、「いかにしてオーストラリア社会から、アボリジニを消すか」という目的を秘めた試行錯誤だったといえるように思う。

この「消滅」は肉体的な消滅を意味したこともあるが、文化的な差異を消すことで、異文化をもつ民族集団としての存在を消してしまおうとする同化政策も、そのひとつの形であったといえよう。

西オーストラリア州の筆者の調査地において、アボリジニ社会に大変強い影響を与えたのは、保護・強制隔離政策期から1970年代まで続いた、「連れ去り (take away)」と呼ばれるアボリジニの子どもたちの強制的な施設への収容と白人家庭への養子縁組であった。

これは現在「盗まれた世代 (stolen generation)」としてオーストラリア全体で大きな問題になっているが、キリスト教や英語の強要によってアボリジニの子どもたちを「白人化」しようとしたこの政策は、アボリジニ文化の次世代への伝達を阻害したのである。

ただし、この政策の影響は人によって異なる。たとえば、いったん施設へ収容されても、故郷に帰ることのできた人びとのなかには、イニシエーションを受けて、儀礼の知識を伝達されていった人びともいる。

しかし、同じように故郷に帰ってきてても、白人的な思考・価値観になじみ、イニシエーションを受けることを拒んだ人びともいたのである。

1960年代まで、「アボリジニ的なもの」は劣等のものと捉える価値観が社会全体をおおっていたことを考えると、自分から白人社会への同化を志したアボリジニたちも多くいたことは、不思議ではない。また、子どもたちは、非常に広範囲から一つの施設へ収容されたため、そこで、伝統的な婚姻範囲とは、かなり離れた地域のアボリジニと出会い、結婚するという場合も多く生じた。これは、親族ネットワークを広げると同時に、父方母方両方の絆から関われる聖地の範囲も拡大するという、興味深い副産物を生み出したのである。

3. 大牧場 (station) への吸収と追放

筆者の調査地における、アボリジニの儀礼生活の変容と維持を考える上で、もうひとつ、大変重要なのは、大牧場 (station) の存在であった。

この地域への入植は1830年代に始まったが、1850年代になると農場・牧場の開発が進み、アボリジニの経済活動の場はどんどん狭まっていった。アボリジニ側の苦境と白人側の労働力不足があいまって、アボリジニは大牧場や農場に労働者として吸収されていく。この地域では、1900年には8割のアボリジニが、こうした牧場・農場労働者になっていた。

アボリジニは、牧場・農場における労働全般を受けもったが、ほとんどの場合、賃金報酬はなく、報酬は食糧や毛布などの形で支給されていた。彼らは家族・親族ぐるみで牧場に住むことが多く、白人労働者や牧場主の住居からは少し離れたところに、自分たちだけのキャンプを設営して暮す場合が多かった。

この牧場労働には、アボリジニ文化の維持に、不利に働いた面と、有利に働いた面がある。

まず、不利に働いた側面であるが、これは、底辺とはいえ白人社会のなかに取りこまれて暮らしたことが、彼らの意識に与えた影響である。牧場労働者だったアボリジニたちに聞き取りをすると、白人の暮らしを間近に見るうちに、彼らの価値観への同調、白人社会への同化の意識が起こっていったことがわかる。

その一方で、大牧場に暮らすことによって、儀礼生活や、アボリジニ独自の社会規範をある程度維持できたという側面がある。

アボリジニの儀礼は、それぞれの伝統的な領域に点在する聖地と深く関わっている。そこにアクセスできなければ、儀礼を行うことができない。この地域では、聖地の多くが大牧場の敷地内に囲い込まれてしまったのだが、労働者として住みこむことで、彼らは聖地での儀礼を存続できたのである。また、多くの牧場主たちは、アボリジニを「未開文化を持つ白人より劣った人々」であるという理由で、平等の報酬を与えなかった。白人労働者との格差を正当化するためには、アボリジニが伝統文化を維持していた方が、都合が良いという意識もあったため、アボリジニの儀礼を止めさせたり、無理に白人化しようとする行動をとらなかったのである。

このような複数の理由から、前項で述べたような先住民政策の波をかぶりながらも、大牧場で暮っていたアボリジニの間では、婚姻制度や伝統法の規範などが、かなり強く守られていた。

1960年代、最低賃金法のアボリジニへの適用によって、ほとんどのアボリジニが牧場から解雇されたとき、若者たちは都市へ流入していったが、長老たちは都市での生活を嫌い、まだ牧場への臨時雇用が多少あった北部へと移っていった。

それに従って、南部では儀礼が衰退し、現在、儀礼生活に関与を望む者は、この地域の北部や東部の、まだ儀礼がある程度行われている所へ出向いて、イニシエートしてもらうという形をとっている。

三. 新たな長老組織の生成

1. 長老委員会 (The Commission of Elders) の設立

アボリジニ社会の変容とともに、長老の役割や権威も変容してきたわけだが、西オーストラリア州では、1995年に、西オーストラリア州政府のアボリジニ問題省 (Aboriginal Affairs Department) 主導で、長老の組織がつくられ、積極的な活動を開始している。それが「長老委員会 (The Commission of Elders)」である。

この長老委員会は、西オーストラリア州を8地域——キンバリー東部 (East Kimberley)、キンバリー西部 (West Kimberley)、ピルバラ (Pilbara)、ガスコイン/マーチソン (Gascoyne/Murchison)、ゴールドフィールズ (Goldfields)、メトロポリタン (Metropolitan)、ウイートベルト (Wheatbelt)、南西部 (South West) に分けて、それぞれの地域にひとつずつ組織されている。

さらに、各地域の上部組織として、「長老による州委員会 (The State Commission of Elders)」がある。各地域で決定されて、州レベルに持ち上げたい議題は、この上部組織を通して州政府へと提出されるのである。

長老委員会の基本的ガイドラインは、委員会の目的として、西オーストラリア州のアボリジニたちが、自己運営 (Self-management) と自己決定 (self-determination) を彼ら自身の手によって発展させることを可能にするための、法的なフレームワークの作成に協力すること、また、西オーストラリア州のアボリジニに影響を与える法的、政治的な実践のモニターをする手伝いをすることも、目的としてあげている。⁶⁾

目標として掲げられている内容には、アボリジニが自分たちの未来を決め、自分たちの問題を取り扱う権利をサポートすること、また、アボリジニの文化的価値の理解と受容を促すことによって、西オーストラリア社会全体にパートナーシップを作り出すこと等が記されている。

長老委員会の委員の基本的な役割と責任としては、

- ・州知事とアボリジナル問題省 (AAD) の大臣と、彼らとの直接ミーティングを通して、政府の政策とプログラムの、適正化のための助言をする。
- ・アボリジニのお世話をする。

「長老」たちの変容

- ・関連諸エージェントとのパートナーシップを形成する。
- ・これらのエージェントや組織との活動における合意を形成する。
- ・ATSIC (Aboriginal and Torres Strait Islander Commission) のリソース・エージェンシーや、土地評議会、文化組織その他の助言団体の仕事に敬意をもって関わる。
- ・アボリジニが自分たちの問題に関する権利を行使するための手助けをする。

等があげられており、政府と、各地域のアボリジニのコミュニティとの橋渡し役として設けられた委員会であることがよくわかる。

ガスコイン／マーチソン地域の長老委員会を例にあげて、その権威と職務領域、活動目的を、より詳しくみてみよう。

以下は、『マーチソン・ガスコイン長老委員会部族境界線報告書』⁷⁾からの抜粋である。

委員について

- ・我々はマーチソン・ガスコイン長老委員会のメンバーとして、我々の地域の、全てのヤマジーの長老を代表する。我々は同胞のために語り、決定する権利を認められている。
- ・我々は、上記の権利を、その年齢、知恵、経験、そして地域の言語や文化遺産の知識を持ち、コミュニティのリーダーとしての役割を有す者として、また、この地域のアボリジナル・ランドの保護・管理者 (custodian) として、与えられている。
- ・我々の権利は、1) 政府による、マーチソン・ガスコイン長老委員会設定の決議と2) 我々をメンバーとしてノミネートし、選出した過程に由来する。この過程によってコミュニティは、我々を、我々の兄弟姉妹たちの代表として指名した。
- ・選出されたメンバーとしての我々の任期は、我々がもはやこのコミッションに関われないと考える時までとする。
- ・あるメンバーが委員会を離れることを決めたときは、代替りの長老は必ず同じ地域出身者でなければならない。
- ・もしメンバーがこの地域を離れ、委員会を引退することになったときには、誰か、同じ地域出身者を代替りのメンバーとして選ぶことができる。

職務領域

- ・アボリジニの人々、家族、コミュニティの世話とサポート
- ・非アボリジニとアボリジニ間だけでなく、アボリジナル・コミュニティ間の調停
- ・境界線を含む、我らの土地について語ること

- ・文化財産の諸権利
- ・土地の伝統的保護・管理者のアイデンティファイ
- ・聖地の世話と管理
- ・アボリジニの知識（歌・ダンス・言語・文化）と聖地に関する教師であり管理者としての仕事

目 的

- ・ヤマジー言語，遺産，文化の維持と保護管理
- ・我々の文化，遺産，そして生活様式についての公の理解と受容を促し，広くコミュニティやメディアによる，ヤマジーの慣習についての誤った報道や印象を正す。
- ・我々の文化や遺産，生活様式，や生活における特別の必要性，我が人々についての関心や優先するものに関わる，全てについて得るために我が人々が関わる州政府の政策を確実なものにする。
- ・現世代と未来の世代におけるヤマジーの長老の役割を新たに取り戻して再生する。
- ・人々の調停を促し力づける

同胞の代表として

- ・ヤマジーの家族や組織，また他のグループの考えを声にし
- ・自ら積極的にヤマジーの文化の再生と進歩のために関わり
- ・自らを，全てのヤマジー，特に若者たちのための，指導者，助言者，カウンセラー，そして，伝統文化の教師とする。
- ・若い世代へ，我々ヤマジーの文化と遺産，ブッシュ・クラフトやドリミング，メンズ・ビジネス，ウイメンズ・ビジネス，癒し，そして，聖地や重要な地域の場所やアイデンティフィケーションを伝えていく。

より広いコミュニティへの掛け橋としての役割

- ・ヤマジー社会における長老としての地位と役割の受容を促して明確なものにする。
- ・ヤマジーへの，居住環境，健康，教育その他のサービスを提供する全てのエージェントに通文化的な訓練と助言を与える
- ・学校・カレッジ・大学において使用されるカリキュラムやティーチング・メソッドを文化的に適正なものにするように助言を与える

「長老」たちの変容

- ・個人として、市や地域評議会、その他のコミュニティ団体の代表の選挙を求める
- ・メディアや公教育を通して、一般の人々が、ヤマジーの文化と遺産、生活様式を受け入れ評価するように助ける
- ・非アボリジニの人々が、全てのヤマジーとその他のアボリジニの人々を、分離したエスニックと文化アイデンティティをもつ権利を有するものとして受け入れるよう促す。

政府への独立したアドバイザー、コンサルタントとしての役割

- ・我が人々の生活や、よりよい在り方とに関わる全ての問題、これは、土地の所有権や、狩猟採集権、そして伝統的なサイト（聖地等、文化に関する特別な場所を意味する）の保全を含む、に関わる政策を形成することに影響を与えることを求め、また助言する。

ヤマジーの慣習と伝統の擁護者として

- ・若者たちに、長老の地位を敬うよう促し、長老の役割とその地位にあるゆえの責任や義務を評価するよう促す。
- ・我らの知識や経験を、自分たちや他の先住民コミュニティの長老たちと分かち合い
- ・他のヤマジーの人々や政府やコミュニティに、広く、我らの長老としての、また、拡大家族の年長人物としての権威への尊敬を認めさせ、この地域のヤマジーの声を統合して代表する者としての能力を認めさせる。

このような設立の理念からも、この委員会設立が、アボリジニの自己運営（self-management）、自己決定（self-determination）政策が深く関わっているということがうかがえる。

オーストラリア政府は1970年代以降、アボリジニに対する政策を、それまでの同化政策志向をあらため、彼らの自主性や文化的独自性を尊重する形で行うよう、方向転換をはかってきた。

現在、先住権の問題や土地権問題だけでなく、日常生活においても、いかにアボリジニの文化を維持、あるいは復興していくか、ということについて、じつにさまざまな試みがなされている。しかし、アボリジニが行動の主体であるという基本原則があるので、計画を立案するにしても、また実行するにしても、アボリジニ側からの声をいかにくみ上げるか、ということが重要になってくる。

また、効率よく政策を具体化していくためには、「アボリジニ側の声」を一本化して、実現可能な計画に導いて行かねばならない。アボリジニ社会では、とくに伝統的な文化に関する知

識は、万人が平等にもっているわけではない。

先住民政策に積極的に関わり、政治的、あるいは事務的な仕事をこなしていくには、学校教育を受けて、白人とのつきあいもある、いわゆる白人的な思考を身につけた者が適している。

その一方で、「アボリジニの文化」の主要な部分である聖地についての知識、あるいは儀式について知識をもっていて、しかも語る権利をもっている人は、そういう「白人のやり方に精通している若者」ではない場合が多い。

このような状況をうけて設立されたのが長老委員会なのであろう。つまり、その地域のアボリジニたちから「伝統文化、あるいはアボリジニ社会について語る権利、決定する権利がある」と考えられている（それゆえ、彼らが決定したことには文句がでる可能性が少ない）「長老」の委員会をつくって、アボリジニ側の声を一本化し、効率的に作業を進めようという狙いがあると考えられるのである。

こうして州政府主導で組織され、動き出した長老委員会は、実際に成果をあげてはいるが、難しい問題がないわけではない。

例えば、先にあげた、筆者の調査地である西オーストラリア州中西部（長老委員会の地域区分では、ガスコイン・マーチソン地域）の「部族⁸⁾の境界線 (tribal boundary)」に関する報告書だが、2000年にこの報告書が発表されて、境界線を記した地図は一応の完成をみたものの、まだ議論が百出しているために、土地権や先住権原を考える根拠としては使えない。

それに、いかなる用途に用いるときも、長老委員会に許可をうけ、そのうえ「完成に向けて、まだ作業を続けている段階である」という一文をつけねばならないとされているのである。これは、この作業がいかに微妙な議論的になっているか、よく示している。

ひとつの地域のアボリジニ社会といっても、他の社会と同じように内部は一枚岩ではない。特に、土地権問題など、大きな利益が関わってくると、長老たちが話し合っているとはいっても、「だれが、その土地について語る（あるいは関わる）権利があるか」ということが大問題となり、收拾がつかない議論や争いになることもまれではないのである。

2. 現代の「長老」の実像

この「長老委員会」の内側をじっくりみつめてみると、とても興味深い。州政府側がイメージした「長老像」が、いかに現実の組織を作り上げていくかがみえる一方で、現在の、この地域のアボリジニ社会が、「長老」をどのように捉えられているかも、みえてくるからである。

まず、長老委員会の選考についてAADはどのように綱領を設定しているのかをみてみよう。

「長老」たちの変容

……それぞれの地域におけるメンバーは、各アボリジナル・コミュニティの「長老」の定義に従って選ばれた。ジェンダー、社会一言語グループ、コミュニティ・グループ、それぞれのレジョンの各地域、これらの間の、レベルの平等を考慮に入れるようAADによってガイドラインが提示されたが、実際の選考基準や選考過程は、それぞれの地域のアボリジナル・コミュニティによる定義によって定められた。⁹⁾

としており、政府が認識している「長老」を政府が選出したのではなく、あくまでも、地元のアボリジニたちが、「長老」として認識している人々を選出したのだ、ということが強調されている。では、このような州政府側のガイドラインをうけて、実際に選出された長老たちは、どのような人々なのだろうか。

ガスコイン・マーチソン長老委員会の委員について調べてみると、これまで記述されてきた「伝統的な長老」とは、基本的なイメージでは一致しているものの、ずいぶん異なる面もあることがわかった。

まず、年齢の問題である。アボリジニの平均寿命の変化と関わっているのだろうが、メギットなどが記録しているように、かつては六十五歳以上の者が長老として活躍するのは希だったようだが、現在は七十歳を過ぎた委員も活発に活動している。

そして、もっと大きな変化が、イニシエーションをどう考えるか、という問題である。伝統法が生きているアボリジニ社会であれば、イニシエーションを受けていない者が「長老」とされることは考えられない。

とくに伝統法に関する事柄においては、イニシエーションを経ているかどうか、活動の範囲を広げ、権威をみにつけていくため第一段階であり、イニシエーションを経た後に段階的に与えられていく儀礼など、伝統法の知識をどのくらいもっているかが、権威を規定する条件になるからである。

つまり、年をとっていても、イニシエーションを受けていない者よりは、若くてもイニシエーションを経て、伝統法の知識が豊富な者の方が、そういう側面においては発言権がある。これは、マーチソン地域でも広くみられる考え方である。

しかし、マーチソン地域では、かつての先住民政策によって伝統的社会の枠組みが大きくゆらぎ、イニシエーションを受けていない者の方が多いという事情がある。そのため、たとえイニシエーションを受けていなくても、「年長者」であり、社会的な人望によって尊敬されている者であれば、長老委員会の一員として選出されているのである。

実際、「マーチソン・ガスコイン長老委員会」において、委員として選出された「長老」十

五人のうち、三人は、イニシエーションを受けていない。その三人が選ばれた理由は、

- ・その出身部族には、もはやイニシエーションを受けた人はおらず、ほかに伝統的な知識をもつ適任者がいない。
 - ・伝統的知識は豊富とはいえないが、出身部族の人数が少なく、その中では政治的な能力を買われ、人望が厚い。
- などとなっている。

さらに、イニシエーションを受けていない女性も長老として活躍している。

アボリジニの儀礼活動では、男性の領域と女性の領域が明確に分かれ、異性の活動には口をださないという決まりがあった。AAD が作ったガイドラインにおいて、「両性からの選出」が設定されていたのもそのためである。

現在の長老委員会でも、「男性の領域」であると明確にわかっている分野については、女性の長老は自発的に退室することで、関わらない意志を示すという。

しかし、例えば、ある「部族」の伝統的な知識について、多少なりとも知っている人は、その女性のほかにはいないという場合があるので、マーチソン・ガスコイン長老委員会では、そういう場合に限り、「男性の領域」に関わる話し合いに女性の長老が参加することがあるのだという。

その女性が、弁が立つということも、長老として活躍する一因となっているらしい。やはり、個人の能力やパーソナリティは長老と認識されるための重要な要素なのである。

最後に、かつての「長老イメージ」そのものである、「イニシエーションを受け、伝統法の知識がある人々 (Law person)」であるが、このような長老たちの権威のありようも、地域のコミュニティの状況によって、かなり異なるようである。

伝統法が日常生活の中でも生きているウィルーナ (Wiluna) という地域の長老は、地元のアボリジニたちから「ビック・ボス (big boss)」と呼ばれ、その権威は大変強く、彼の言葉はコミュニティの生活のさまざまな側面において大きな影響力をもっている。

しかし、伝統法が、まさに「伝統文化」としてしか機能していない地域では、アボリジニたちの日常生活は「主流社会の暮らし方 (White way)」に重点がおかれ、長老は本人が望むほどの権威を与えられていなかったのである。それでも、彼は、長老委員会のメンバーとして、地域のアボリジニの代表としての発言権を行使することができるようになった。

先住民政策の歴史を経て、伝統的な慣習がすたれていた地域では、老人たちは、かつての権威を失い、伝統文化の側面でのみ頼りにされる存在に変化していた。そういう状況のなかで行われた長老委員会の制定は、新しい社会システムの中での、「長老」の再権威化であるといえ

「長老」たちの変容

るだろう。

伝統法が比較的生きていた地域から、ほとんどすたれてしまった地域まで、多様な文化条件の地域が、ひとつの「長老委員会」の地域にまとめられて、行政の一翼を担うようになったことで、多様な背景を背負った老人たちが、「長老」として協力して活動する場が誕生している。

そして、そのような長老たちの認識や意見が、地元の「アボリジニ文化」を代表する発言となって、社会的な行為の諸側面に大きな影響を与えていることを考えると、彼らは、この地域のアボリジニ文化の生成に、重要な役割を担っていると言えるだろう。

彼らは、州政府とアボリジニ双方の思惑によって生み出され、新たな社会状況のなかで、地元のアボリジニ社会に影響力をもつようになった、現代の長老たちなのである。

註

- 1) Berndt, C.H.: 1981, "Ageing in Aboriginal Society: Traditional and Contemporary Perspectives", in Anna L. Howe (ed) *Towards an Older Australia: Readings in Social Gerontology*, University of Queensland Press, P. 271.
- 2) Meggitt, M.A.: 1962, *Desert People. A study of the Walbiri Aborigines of Central Australia*, Angus and Robertson, P. 233.
- 3) Tonkinson, R : 1991, *The Mardu Aborigines: Living The Dream in Australia's Desert*, Holt, Rinehart and Winston, Inc., PP. 101–102.
- 4) Meggitt, M. A: *op.cit.* PP. 233–241.
- 5) Reid, J.: 1985, "'Going Up' or 'Going Down': The Status of Old People in an Australian Aboriginal Society", *Aging and Society*, No. 5, P. 85.
- 6) Aboriginal Affairs Department: 1999, *Charter for the State Commission of Elders Council*, The Government of Western Australia, P. 2.
- 7) Murchison Gascoyne Commission of Elders: 2000, *Murchison Gascoyne Commission of Elders Tribal Boundary Report*, Murchison Gascoyne Aboriginal Affairs Department, PP. 12–15.
- 8) 「部族」という用語は、差別的意味合いを含むなど、多々問題を指摘されている用語であるが、この論文では、アボリジニ自身が使用している「tribe」という語の訳語として用いている。
- 9) Aboriginal Affairs Department: *The State Commission of Elders*, Document 3, Unpublished document, The Government of Western Australia.